平成２９年（フ）第１７２６号
北海道北広島市西の里南１丁目４番地５　西の里団地Ｅ11号
破産者　中村津由美（旧姓小野）
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１０号
仙台市太白区太子堂19番３号　エスポワール太子堂203
破産者　高橋　道子（旧姓堺）
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６９６号
東京都江東区木場６丁目９番16号　コーポワタナベ202、従前の住所東京都葛飾区西亀有３丁目24番８号　プロスパー大島401号
破産者　伊藤　昭子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字館下59番地の３　レオパレスリバティＩ107、従前の住所山形県東根市大字羽入1788番地の１
破産者　斎藤　賢二
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
宮城県大崎市古川穂波１丁目６番25号
破産者　高橋由香利
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
栃木県小山市暁３丁目６番18号
破産者　山本　郁夫
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４１号
群馬県みどり市大間々町大間々416番地４　ホワイトメゾン102、開始決定時の住所群馬県みどり市大間々町大間々1341番地
破産者　山口久司子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４３号
群馬県みどり市笠懸町久宮283番地30
破産者　大川　好弘
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５２３号
埼玉県春日部市牛島881番地33
破産者　丹野　俊一
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５５５号
埼玉県越谷市東越谷３丁目９番地１　ぎんなんハイツ102、開始決定時の住所埼玉県越谷市宮本町５丁目121番地11
破産者　齊藤　　進
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９８号
埼玉県越谷市大字向畑660番地16
破産者　鯨井　愼一
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
山梨県甲斐市篠原3038番地８、前住所山梨県甲斐市篠原4028番地
破産者　渡邊　　東
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
愛知県犬山市大字橋爪字下地蔵下23番地１　アネックスＵＭＥＤＡ203
破産者　佐藤　正貴
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市東延末２丁目21番地　ラ・パルフェ・ド・アフェール605号、従前の住所兵庫県姫路市安富町安志1047番地１　加茂マンション202
破産者　福﨑ひろ子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５２０号
福岡市中央区今川１丁目18番28―101号
破産者　川瀬　美花
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５６号
福岡県朝倉市馬田1292番地１　ジョイコーポ501号
破産者　渡邊　修一
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５７号
福岡県朝倉市馬田1292番地１　ジョイコーポ501号
破産者　渡邊　法子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７８号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目22番８号　エミネンス南里Ｉ202号
破産者　竹澤　裕樹
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部